

令和6年度農村次世代関係人口創出事業運営業務委託についての入札説明書

静岡県が発注する、令和6年度農村次世代関係人口創出事業運営業務委託に係る一般競争入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年5月22日（火）
- 2 執行者 静岡県知事職務代理人 静岡県副知事 森貴志
- 3 担当部局 静岡県経済産業部農地局農地保全課農村振興班
〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号静岡県庁東館10階
電話番号 054-221-2713
E-mail nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp
- 4 業務内容等
 - (1) 入札番号 農保第6号
 - (2) 業務名 令和6年度農村次世代関係人口創出事業運営業務委託
 - (3) 業務内容 「ふじのくに美しく品格のある邑」を訪れ、農作業や地域イベントに関わり、SNSを活用した情報発信を行う大学生等のゼミ・サークルへの取組支援を行う。
※詳細は契約書（案）のとおり
 - (4) 業務期間 契約日から令和7年3月21日（金）まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 静岡県地域づくりアドバイザー名簿の「地域づくり」「農山村」のいずれかの分野に登録されているアドバイザー又は、静岡県環境コーディネーター名簿の専門分野「自然」に登録されているコーディネーターが作業に従事することができる者であること。
 - (4) 静岡県内に事業所があり、在籍するアドバイザー以外に職員がいること。
 - (5) 令和元年度以降に、国又は地方公共団体が実施する農村振興に関する業務実績がある者かつ、農村振興活動に参画した実績があること。
 - (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、宣誓書を作成のうえ令和6年5月28日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出はメールとする。
- (2) 提出された入札参加資格の確認結果は、令和6年5月29日（水）までに書面により通知する。
- (3) 提出書類は次のとおりとする。
 - ア 申請書 様式第1号
 - イ 宣誓書 様式第2号
- (4) (1) の書類の提出先は次のとおりとする。

静岡県経済産業部農地局農地保全課農村振興班
E-mail nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp
- (5) その他
 - ア 申請書、宣誓書の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 入札執行者は、提出された申請書、宣誓書を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出期限後における申請書、宣誓書の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 提出された申請書、宣誓書は、返却しない。
 - オ 提出された申請書、宣誓書は、公表しない。
 - カ 申請書、宣誓書に用いる言語は日本語とする。
 - キ 提出された申請書、宣誓書について、追加資料を求めることがある。

7 入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明を求める場合には、通知の日の翌日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（任意様式）により提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、その請求から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めたものに対し、書面により回答する。
- (4) (2) の書類の提出先は次のとおりとする。

静岡県経済産業部農地局農地保全課農村振興班
E-mail nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp

8 契約書（案）等に対する質問

(1) 入札説明書、契約書（案）等に対する質問がある場合は、次に従い書面（任意様式）により提出する。

ア 申込期間

令和6年6月3日（月）午後5時まで

イ 受付

静岡県経済産業部農地局農地保全課農村振興班

E-mail nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp

ウ その他

質問に対する回答は、令和6年6月4日（火）までに書面により回答する。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり縦覧に供する。

ア 縦覧期間

令和6年6月4日（火）まで

イ 縦覧場所

静岡県経済産業部農地局農地保全課ホームページ上

9 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、別添令和6年度農村次世代関係人口創出事業運営業務委託契約書等（以下「契約書」という。）を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、契約書について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後契約書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式第3号による入札書を提出しなければならない。

ア 入札書は、別記書式により作成し、封印のうえ、表面に「農保第6号、運営委託委託入札書在中」と明記し裏面に入札者の住所氏名を記載して入札執行日時に入札箱に投入しなければならない。なお、書留郵便をもって提出することもできる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表面に「農保第6号、運営委託委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載し、入札事務を執行する農地保全課長あての親展で提出しなければならない。

イ 書留郵便の場合は、入札執行日前日までに到達しないものは無効とする。

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）。なお、代理人は入札権限に関する様式第4号の委任状を提出すること。

エ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

オ 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

(4) 入札の執行日時等は、次のとおりとする。

令和6年6月5日（水）午前8時30分

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館10階 会議室

- (5) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (7) 入札金額は、当該業務の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等に要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (10) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人がした者の入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13 契約書の作成

- (1) 落札者は、令和6年6月13日（水）までに契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 その他

- (1) 入札参加者は、農地保全課競争入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札後、契約書等について不知又は不明を理由等して異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) その他詳細不明の点については、静岡県経済産業部農地保全課（054-221-2713）に照会すること。